

9 敷地内の通路

【基本的な考え方】

道路から建築物の出入口に至る通路は、誰もが安全に通行でき、目的場所に容易に到達できるよう配慮する必要があります。

◇ 段差の解消、幅員の確保

車椅子使用者は、敷地内の通路に段差があると自力での移動が困難な場合があるため、段差の解消が必要です。また、他の利用者とのすれ違いを考慮した通路の幅員の確保が必要です。

◇ 滑りにくい仕上げ、手すりの設置

高齢者や肢体不自由者（下肢）は、歩行や姿勢保持が困難な場合があるため、滑りにくい材料での仕上げや歩行の補助のための手すりの設置が必要です。

◇ 視覚障害者等が利用する経路の整備

視覚障害者は、現在位置や障害物、目的物の方向などの認知が困難な場合があるため、移動に必要な情報を、音声案内や点状ブロックなどにより提供することが必要です。また、敷地内の通路には、突出物を設けないことが望まれます。

整備基準		規模 限定	備 考
特定施設整備基準（別表第3の第1の9）			
敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする こと。		
表面の仕上げ	ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものである こと。		
段がある部分	イ 段がある部分は、4の(2)及び(4)から(8)までに掲げるもので あること。		PⅢ-22参照
傾斜がある 部分	ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 5の(1)のウ及びエに掲げるものであること。 (イ) 勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、 側面の高さ75cmから85cmまでを標準として握りやすい位置に 手すりを設けるものであること。		PⅢ-26参照 図Ⅲ-9-2
敷地内の通路 (高齢者等利用経路)	(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路は、(1)のアからウま でに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。		
平坦な通路	ア 3の(2)のアからウまでに掲げるものであること。		PⅢ-14参照
傾斜がある 部分	イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 5の(2)のア及びイに掲げるものであること。 (イ) 高さが75cmを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに 限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の 踊場を設けるものであること。		PⅢ-26参照 図Ⅲ-9-2
排水溝の溝 蓋の仕様	ウ 排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝蓋を設けるものであ ること。 (ア) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであ ること。 (イ) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。		図Ⅲ-9-4 図Ⅲ-9-5
敷地内の通路 (視覚障害者利用 経路)	(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする こと。		
視覚障害者 等利用経路	ア 道等から外部出入口までの経路のうち1以上は、視覚障害者利 用経路であること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないもの として次に掲げる場合は、この限りでない。 (ア) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものであ る場合 (イ) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部に ある案内所から敷地の出入口を容易に視認できる場合 (ウ) 敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声に よる誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路 がイ及びウに掲げるものである場合		図Ⅲ-9-1 図Ⅲ-9-2
誘導設備の 設置	イ 視覚障害者利用経路は、線状ブロック等及び点状ブロック等を 適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障 害者を誘導する設備を設けるものであること。		図Ⅲ-9-1 図Ⅲ-9-2 図Ⅲ-9-6

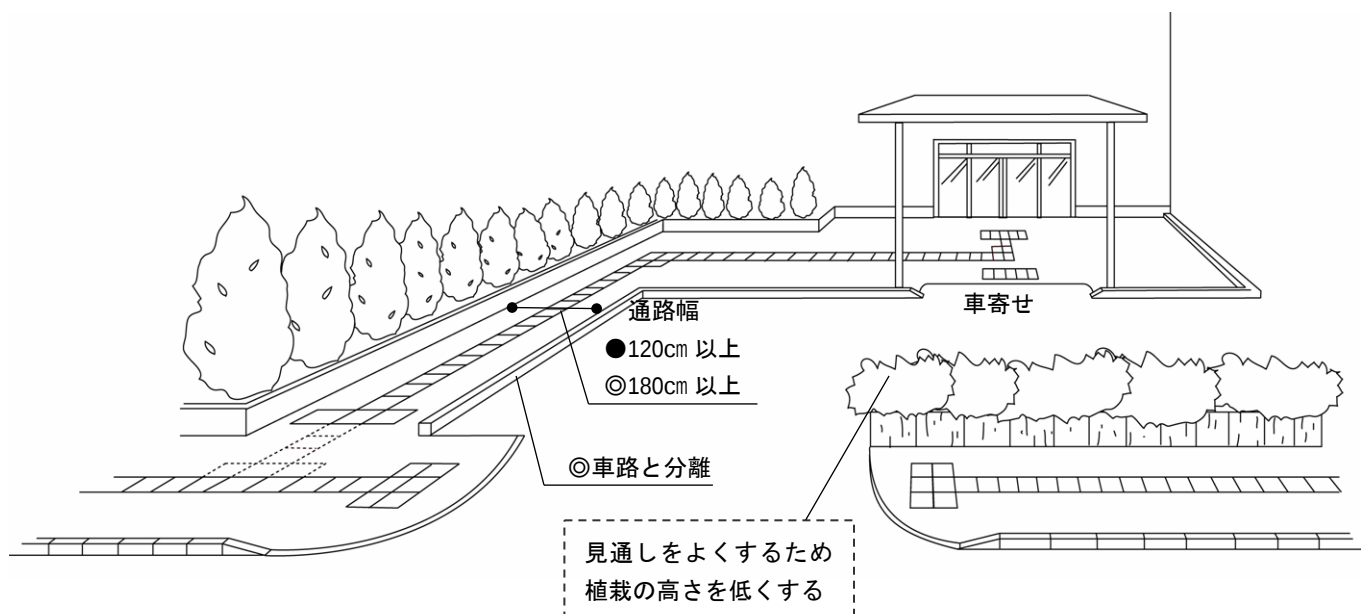
段差・傾斜・車路の警告	ウ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し段差、傾斜及び車路の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、(7)及び(イ)に掲げる部分のうち、3の(1)のウの(7)から(ウ)まで、4の(9)のア及びイ並びに5の(1)のオの(7)から(エ)までに掲げる部分は、この限りでない。 (7) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 (イ) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (ウ) 車路に近接する部分 (エ) 車路を横断する部分	図Ⅲ-9-1 図Ⅲ-9-2
-------------	--	-----------------------------

小規模購買施設等整備基準（別表第4の5の5）

- (1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。
- ア 別表第3の第1の9の(1)のア及びイに掲げるものとする。
- イ 道等から外部出入口までの敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。
- (7) 幅は、120cm以上とすること。
- (イ) 別表第3の第1の9の(2)のウに掲げるものとする。
- (ウ) 路面に高低差がある場合には、別表第3の第1の5の(1)のアからオまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は別表第3の第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けること。
- (2) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、別表第3の第1の9の(3)のアからウまでに掲げるものとする。

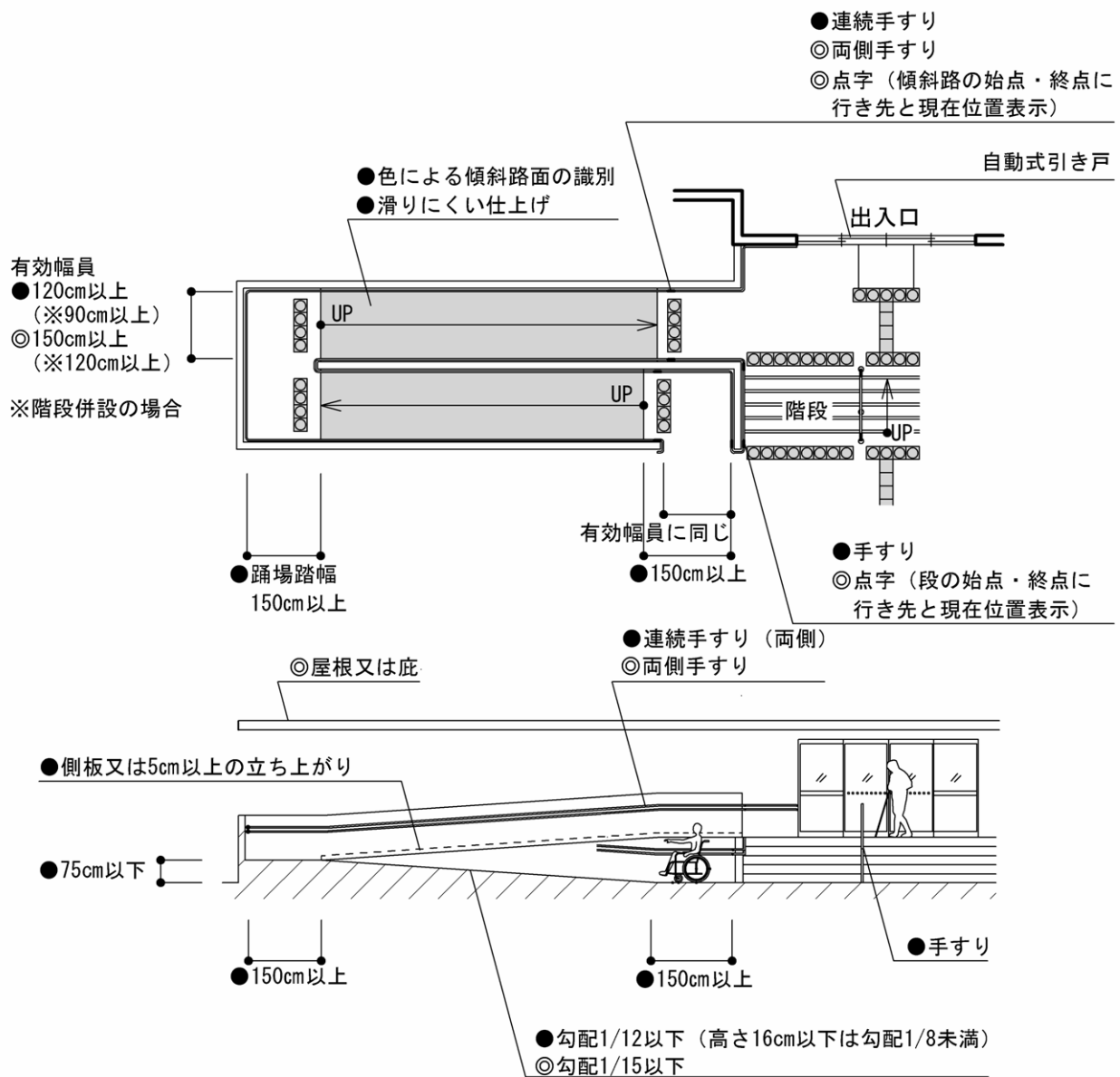
推奨事項		備考
施設整備		
敷地内の通路	高齢者等が利用する敷地内の通路は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
有効幅員	・ 段がある部分及び傾斜路を除き、車椅子使用者同士のすれ違いに配慮し、幅は、180cm以上であること。	図Ⅲ-9-1
戸の構造	・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差を設けないものであること。	
段がある部分の仕様	・ 幅は、150cm以上であること。	
	・ 蹴上げの寸法は、16cm以下であること。	図Ⅲ-4-4
	・ 踏面の寸法は、30cm以上であること。	図Ⅲ-4-4
	・ 両側に手すりを設けるものであること。	図Ⅲ-9-2
	・ 手すりの端部の付近に、階段の通ずる行き先及び現在位置を点字、浮き彫り文字等の併用等により表示するものであること。	図Ⅲ-9-2
傾斜がある部分の仕様	・ 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路若しくはエレベーターその他の昇降機を設けるものであること。	
	・ 幅は、段に代わるものにあつては150cm以上、段に併設するものにあつては120cm以上であること。	図Ⅲ-9-2
	・ 勾配は、15分の1を超えないものであること。	図Ⅲ-9-2
	・ 勾配が20分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けるものであること。	
	・ 傾斜路のうち、曲がる部分や、他の傾斜路と交差する部分には、傾斜路の高低差にかかわらず、踏幅が150cm以上の踊場を設けるものであること。	図Ⅲ-9-2
車道との分離等	・ 手すりの端部の付近に、傾斜路の通ずる行き先及び現在位置を点字、浮き彫り文字等の併用等により表示するものであること。	図Ⅲ-9-2
	・ 車道面からの高さ15cm以上の縁石などにより、車道と分離されたものであること。	図Ⅲ-9-1
その他	・ 道等から外部出入口までの経路上の門扉等に戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。 ア 幅は、90cm以上であること。 イ 自動的に開閉する構造その他の障害者等が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差を設けないものであること。 ・ 降雨時及び降雪時に備え、屋根又は庇を設けるものとし、床面は水はけが良く、降雨時及び降雪時にも滑りにくいものとする。	図Ⅲ-9-1 図Ⅲ-9-2

	施設の地理的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置を設けるものであること。	
敷地内の通路 (視覚障害者等が利用する経路)	- 道等から外部出入口までの経路は、視覚障害者利用経路であること。 - 視覚障害者誘導用ブロックの材質は、周囲の床材料との対比により容易に識別でき、触知しやすく、滑りにくいものであること。 - 敷設する視覚障害者誘導用ブロックの規格を統一するものであること。 - 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、歩道上のブロックとの連続性に配慮するものであること。	
管理運営		
通行路の確保	通行の妨げとなる物を置かないこと。	図Ⅲ-9-3
衝突防止措置	歩行者と車の動線が交差する場所では、衝突防止のため、見通しをよくするための措置を講ずるものとし、曲がり角が隅切りされていないこと等により見通しの悪い場所には、鏡を設けるなど衝突防止のための措置を講ずるものであること。	図Ⅲ-9-1
照明設備の設置	通行に支障のない明るさの、むらのない照明を設けるものであること。	

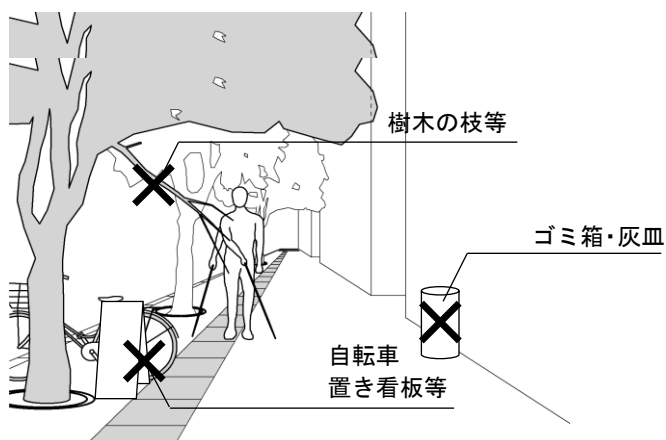


図Ⅲ-9-1 高低差がない場合

●：整備基準に該当する事項
◎：推奨事項

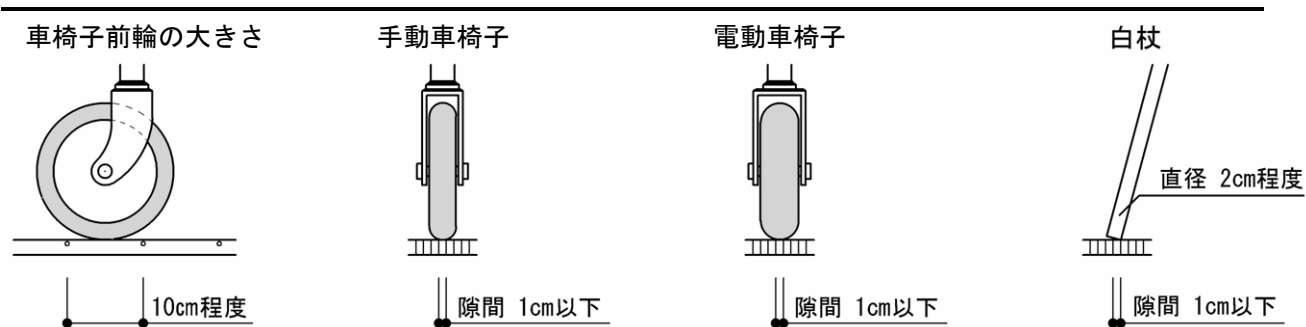


図Ⅲ-9-2 高低差がある場合

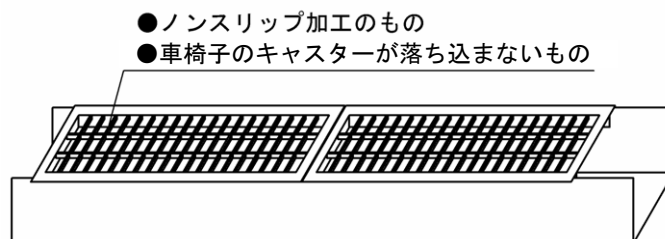


図Ⅲ-9-3 通路上の障害物の例

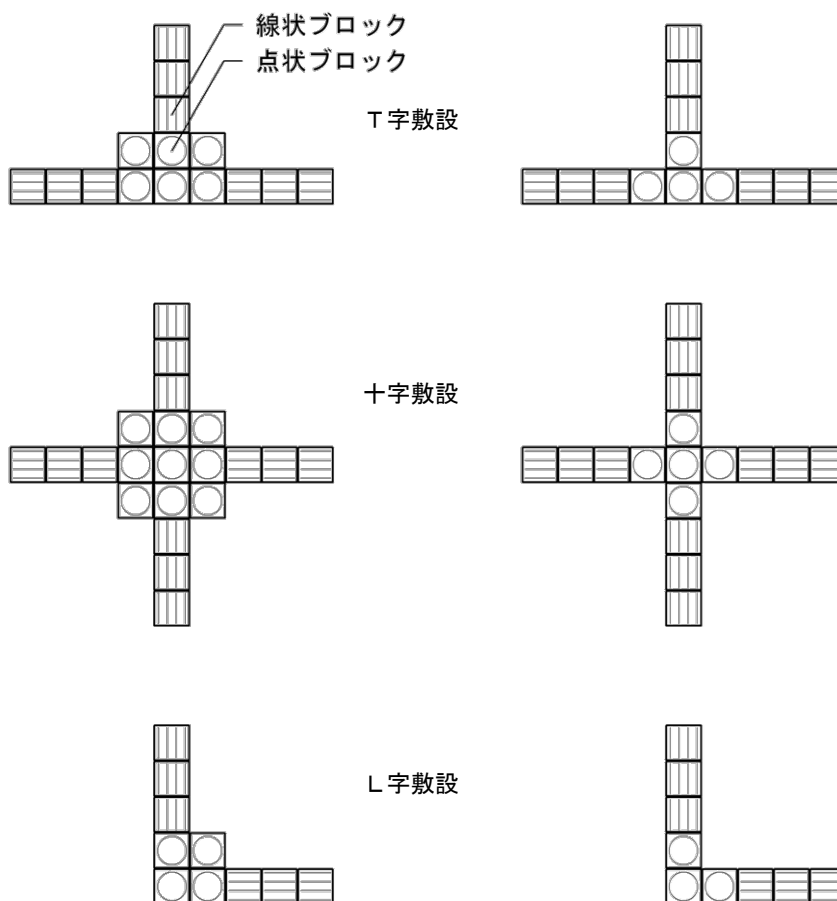
- ：整備基準に該当する事項
◎：推奨事項



図Ⅲ-9-4 車椅子の車輪等と溝蓋の仕様



図Ⅲ-9-5 排水溝の溝蓋



出典：「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」社団法人 日本道路協会

図Ⅲ-9-6 視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

- ：整備基準に該当する事項
- ◎：推奨事項



コラム 高齢者等利用経路と視覚障害者利用経路の関係

条例では、整備しなければならない経路として、段差を設けない経路である「高齢者等利用経路」と視覚障害者を視覚障害者誘導用ブロックなどで誘導する「視覚障害者利用経路」の二つの経路を定めています。（高齢者等利用経路の詳細については「1 高齢者等利用経路」参照）

混同しやすい二つの経路ですが、整備の趣旨や整備する範囲が異なりますので、同一の経路で整備する必要はありません。

視覚障害者利用経路の整備として線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設による誘導を行う場合には、これらのブロックが車椅子使用者にとって障害となる場合があります、また、近くに階段がある場合に視覚障害者を迂回させてスロープへ誘導するのは望ましくないため、二つの経路を分離することが望ましい場合もあります。

整備の内容や状況に応じた整備が望まれます。

